

次の該当項目について、公正採用選考人権啓発推進員の選任状況を報告します。

●該当項目をチェック☑

☑ 新規

公正採用選考人権啓発推進員を以下のとおり選任しました。

□ 変更（交代）

公正採用選考人権啓発推進員を以下のとおり変更しました。

□ 増員

公正採用選考人権啓発推進員を以下のとおり増員しました。

□ 選任中

令和 年 月 日現在、公正採用選考人権啓発推進員を以下のとおり選任中です。

氏 名	役 職 名	選任年月日	推進員研修会受講年月日	従業員数
対策 守	取締役人事部長	令和 年 月 日	令和 年 月 日	30名

令和 年 月 日

推進員を選任した日を記載してください。

〒 460 - 0003

事業所所在地 名古屋市中区錦2-14-25

電話番号 (052) 219 - 5508

E-mail 23aichiroudoukyoku @ mhlw.go.jp

事業所名 株式会社アイチroudouサービス

事業主氏名 代表取締役 職安 公正

雇用保険適用事業所番号

2 3 0 2 - 0 0 0 0 0 0 - 1

※職業紹介事業者許可番号 23 - ユ・ム - 1 2 3 4 5 6

※労働者派遣事業者許可番号 派2.3 - 1 2 3 4 5 6

公共職業安定所（出張所）長 殿

【注意】

- (1) 控えをおとりいただき、原本を事業所管轄の公共職業安定所（出張所）へお届けください。※Eメールによる届出可。
- (2) 公正採用選考人権啓発推進員については、原則として人事担当責任者等採用・選考に関する事項又は職業紹介に関する事項について相当の権限を有する方を選任してください。
- (3) ※欄については、該当する事業所のみ記入してください。
その場合の選任年月日は、「許可日」以前の日付を記載してください。
- (4) 「公正採用選考人権啓発推進員制度」の詳細、「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書」の記載例等については、愛知労働局ホームページをご覧ください。

【制度について】愛知労働局ホーム>各種法令・制度・手続き>職業対策関係>法令・制度について>公正な採用選考について>公正採用選考人権啓発推進員制度について

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_taisaku/_79409/onegai.html

【様式・記載例について】愛知労働局ホーム>各種法令・制度・手続き>職業対策関係>様式について>公正採用関係

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_taisaku/_79412.html

- (5) 報告いただいた内容については、ハローワーク関係業務以外で使用することはありません。

各ハローワークまたは労働局が開催する「公正採用選考人権啓発推進員研修会」の受講日を記載してください。
新規・変更・増員等で、次回受講予定の場合は記載の必要はありません。

常時使用する従業員の数に記載してください。
30人以上の場合は、推進員の設置をお願いします。

ハローワークから情報提供等可能なメールアドレスを記載してください。

許可証の右上の許可番号を記載してください。